

参考. 諸外国の予算制度

		米国	イギリス	オーストラリア
財政運営目標	フロー	2012 年度までに連邦政府の財政収支均衡	ゴールデン・ルール： 借入を投資目的に限定	景気循環を通じて平均的に予算収支均衡
	ストック	—	サステナビリティ・ルール： 公的部門の純債務(債務－債権)残高対 GDP 比 40%以下	—
歳出管理の取り組み		議会における予算決議：今後 5 年間の財政収支や分野ごとの予算の配分額を合意し、その後の予算編成作業の大枠を設定 ベースラインの活用：議会予算局 (CBO) において、ベースラインを作成。それを基準として、新たな政策が財政支出や財政収入へ及ぼす影響を試算 (歳出上限、Pay-As-You-Go の基礎となる)	歳出限度額の設定：「包括的支出レビュー」において向こう 3 年間の政府の歳出計画 (省庁別歳出限度額を含む) を設定 複数年度予算制度の導入：省庁別歳出限度額の範囲内で、使い切らなかつた予算は次年度に繰り越し可能 (省庁の判断による政策重点化や効率的・柔軟な予算執行を促進) 発生主義に基づく資源会計・予算の導入：資源 (行政コスト) と成果 (業績成果情報) の対応関係の明確化	予算戦略と見通し：予算書の一部として、中期的な経済財政の見通しや財政戦略、予測財務諸表を掲載 発生主義予算・会計：アウトカム及びアウトプット目標の設定とアウトプットのフルコストの把握。各年度終了後 3 カ月以内に会計検査済の財務諸表を提出 予算支出将来見積もり：予算年度を含む 4 年間の予算支出将来見積もりを作成 (現行政策維持を前提にし、効率化による節約により毎年 1%削減)
政策評価の取り組み		政府業績評価法 (GPRA <sup>4</sup> ) に基づく年次業績報告書：各省庁は政策目標を設定し、毎年度、その達成状況を公表 施策の評価と格付けツール (PART)：行政管理予算局 (OMB <sup>5</sup> ) は、PARTを利用して各省庁の個別プログラムを目的と概要、戦略計画、マネジメント、成果、の観点から評価し、その結果を予算配分の判断材料として活用	公的サービス合意 (PSA <sup>6</sup> )：「支出レビュー」で省庁毎および省庁横断的テーマ毎に使命と目標を掲げ、さらに PSA において、数値化し測定できる成果目標を設定	各政党政策マニフェストの歳出・歳入への影響試算  【その他の国】 オランダでは、政府の経済政策分析局が、マニフェストの政策を実施した結果の財政収支や税負担、経済成長率、失業率について、マクロ的な分析

<sup>4</sup> Government Performance and Results Act

<sup>5</sup> Office of Management and Budget

<sup>6</sup> Public Service Agreement